

国自安第181号の2
国自整第296号の2
令和4年3月23日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなった事故にあっては、これまでも「自動車事故報告書等の取扱要領」（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）により報告するよう指導しているところであるが、睡眠時無呼吸症候群が原因と疑われる事故について、報告がされていないという課題がある。睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故の報告を明示するため、同要領を改正したので、今後はこれにより取り扱われたい。

なお、本改正については、関係団体あてにも通知していることを申し添える。